

電子決済等代行業に関する報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代表者氏名

(記載上の注意)

- この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。
 - 記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。
 - 法第52条の61の3第1項の規定による登録申請書又は法第52条の61の6第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 登録年月日及び登録番号
 - 電子決済等代行業の概況

(記載上の注意)

直近の事業年度における電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

3 契約締結銀行

契約締結銀行名	契約年月日	電子決済等代行業の業務の内容

(記載上の注意)

- 「契約締結銀行名」欄は、当期末における契約締結銀行(銀行法第52条の61の10第1項の契約を締結している銀行をいう。2において同じ。)の商号を記載すること。
 - 「電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結銀行との契約に従って行う電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達(銀行法第2条第21項第1号に掲げる行為をいう。以下同じ。なお、同号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。)のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供(同項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。)のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。
- 4 委託先

委託先名	所在地	委託契約年月日	電子決済等代行業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、委託先(第34条の64の3第2項第2号の第三者をいう。以下同じ。)があるときに限り記載すること。
- 2 「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。
- 3 「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。
- 4 「電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する電子決済等代行業の業務が、決済指図伝達のみである場合には「決済指図伝達」、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」、決済指図伝達と口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

5 電子決済等代行業再委託者数

者

(記載上の注意)

当期末において、電子決済等代行業者として第34条の64の9第3項各号の委託を受けている同項の電子決済等代行業再委託者(以下「電子決済等代行業再委託者」という。)があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6 役員及び使用人の状況

	役 員		使 用 人	計
		うち非常勤		
総 数	名	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における電子決済等代行業に従事する役員及び使用人について記載すること。
- 2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

7 営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における電子決済等代行業を営む営業所又は事務所について記載すること。
- 2 適宜、地区別に区分して記載すること。

8 電子決済等代行業の実施状況

(単位：件、者)

決済指図伝達		口座情報の取得・提供
契約件数又は利用者数	決済指図伝達の件数 〔為替取引に至らなかった 件数を含むか否か〕	契約件数又は利用者数
	[]	

(記載上の注意)

- 1 「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者(銀行法第2条第21項第1号の預金者をいう。以下同じ。)若しくは電子決済等代行業再委託者(電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該電子決済等代行業再委託者に委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を行う電子決済等代行業再委託者や電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。)との間の決済指図伝達に係る基本契約(継続中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。)の件数又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。
- 2 「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行つた件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもつて代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が銀行法第2条第21項第1号の指図の内容のみの伝達である場合に、電子決済等代行業者又は電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至つた件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。
また、件数の次の〔 〕内には、当該件数に為替取引に至らなかつた件数を含むか否か(含む場合は「含」、含まない場合は「否」)を記載すること。
- 3 「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者等(銀行法第2条第21項第2号の預金者等をいう。以下同じ。)若しくは電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する預金者等若しくは電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。